

京都コンサートホール条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第170号

京都コンサートホール条例施行規則の一部を改正する規則

京都コンサートホール条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中

円
520
4,680
1,560
15,600
520

を

円
530
4,810
1,600
16,040
530

に、

1,170
1,170
390

を

に、

1,200
1,200
400

に、

650
1,560

を

660
1,600

に改め、

ついで、

1
脚
650

を削り、

3,900
1,950

を

に改め、同表音響設備の項中

4,010
2,000

を

2,600
2,600
4,680
1,300

を

2,670
2,670
4,810
1,330

に改め、

レコードプレーヤー
オープンテープデッキ
カセットテープデッキ

を削り、

2,600
2,600
2,600

2,600
6,500
2,600

を

2,670
6,680
2,670

に改め,

ミキサーワゴン	1	台	4,680
---------	---	---	-------

を削り,

6,500
31,200
10,400

を

6,680
32,090
10,690

に改め, 同表中継設備の項中

39,000
19,500

を

40,110
20,050

に改め, 同表映写設備の項中

23,400
10,400
4,680

を

24,060
10,690
4,810

に改め,

スライドプロジェクター	1	台	3,900
ビデオプロジェクター	—	式	7,800
ビデオテープデッキ	1	台	10,400
レーザーディスクプレーヤー			3,900

を

ビデオプロジェクター	—	式	8,020
------------	---	---	-------

に改め, 同表撮影設備の項を

削り, 同表照明設備の項中

1,560
650
3,900
1,950
350
28,600

を

1,600
660
4,010
2,000
360
29,410

に改め, 同表楽器の項

14,300
45,500
28,600

14,700
46,800
29,410

中	27,300	を	28,080	に改め、同表その他の項中	「	650
	13,000		13,370			7,150
	29,900		30,750			
	14,300		14,700			
	27,300		28,080			

を	660	に改め、同表備考2中「、当該金額が100円未満のときはこれを1
	7,350	

00円とし」を削り、「に100円」を「に10円」に改め、同備考3中「、撮影設備の撮影セット及び編集セット」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の申請に係る付属設備の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)